

### I-3 教職員の動員体制（1）

#### 配備の発令基準

区分		自動配備の要件	自動配備以外の配備発令基準	配置人数の基準
警戒配備	0号	1 宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき。（あらかじめ津波に対する警戒配備編成計画を作成した所属所に限る。） 2 所属所又は所管する所属所等が所在する市区町村で震度4の地震が観測されたとき。	1 大雨、洪水、高潮等の注意報又は警報が発表され、教育長が必要と認めたとき。 2 宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき。 3 宮城県内で震度4以上の地震が観測されたとき。 4 その他特に教育長が必要と認めたとき。	所属所ごとに2人程度
	1号	1 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき。（あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る。）	1 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき。 2 宮城県内で震度4以上の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したときで、教育長が必要と認めたとき。 5 その他特に教育長が必要と認めたとき。	所属所ごとに2人から4人程度
特別警戒配備	2号	1 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき。（あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る。） 2 所属所又は所管する所属所等が所在する市区町村で震度5弱又は震度5強の地震が観測されたとき。	1 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき。 2 宮城県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 3 台風による広範囲かつ大規模な災害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したときで、教育長が必要と認めたとき。 5 その他特に教育長が必要と認めたとき。	所属所ごとに4人～6人程度
	3号	1 所属所又は所管する所属所等が所在する市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき。	1 宮城県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき。	全職員 （ただし、学校は管理職手当又は時間外勤務手当の支給対象職員のみ）

### I-3 教職員の動員体制（2）

#### 1) 教職員の非常配備計画

県の配備区分		本校の配備基準	学校の配備体制
警戒配備	0号	※大崎市古川震度4の場合	事務室長 事務次長
特別警戒配備	1号	※大崎市古川震度4で被害が発生した場合 職員在校時外の対応 事務次長：校地内の被害状況の確認と本庁への連絡	教頭 事務室長 事務次長 技師（庁務）
	2号	※1市4町のいずれかで震度5弱、5強の場合 ※大雨洪水特別警報が発令された場合（大雨洪水特別警報では安否確認は指示があった時に行う。） 職員在校時外の対応 次長、防災主任で仮本部設営 次長：校地内被害状況の確認と本庁への連絡 防災主任：校長、教頭からの指示により、職員に緊急メールで指示を伝達する。児童生徒の安否確認等を集約する。  ☆担任による安否確認（対象は震度5を観測した地域） ☆安否確認の報告はメール返信で本部へ連絡	校長 教頭 事務室長 事務次長 主幹教諭 学部主事 防災主任 安全管理部員
非常配備	3号	※1市4町のいずれかで震度6弱以上の場合 職員在校時外の対応 次長、防災主任で仮本部設営 次長：校地内被害状況の確認と本庁への連絡 防災主任：校長、教頭からの指示により、職員に緊急メールで指示を伝達する。児童生徒の安否確認等を集約する。  ☆地区担当による安否確認（全地区）報告は教頭へ	全教職員